

公益財団法人大阪府国際交流財団ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人大阪府国際交流財団(以下「財団」という。)所管のホームページ(以下「財団ホームページ」という。)を活用し、財団の公益目的事業の趣旨に即した民間企業等の広告(以下「広告」という。)を掲載する事業(以下「広告事業」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 財団ホームページの広告事業は、財団の新たな財源を確保し、府民サービスの向上を図ることを目的とする。

(業種又は業者)

第3条 次の業種又は業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものを除く)
- (5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (7) 大阪府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る)を受けているもの
- (8) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)によるもの
- (9) 前各号に定めるほか、財団の公益目的事業の趣旨に鑑み、掲載することが不相当であると財団が認めるもの

(財団ホームページ広告事業の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 財団ホームページの品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性があるもの
- (6) 宗教性があるもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 当該広告の内容を、財団が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、財団の公益目的事業の趣旨に鑑み、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(申込方法)

第5条 広告の掲載希望者は、財団ホームページ広告掲載申込書(様式1)に必要項目を記入のうえ、関係資料を添付して、広告掲載希望月の前月1日までに財団に提出するものとする。

(広告の作成)

第6条 掲載する広告は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、掲載する広告の原稿・画像のデザイン及び内容について事前に財団の了承を得るものとする。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は原則次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦50ピクセル横180ピクセル
- (2) GIFファイル又はJPGファイル(動きのあるものも可)
- (3) 位置は財団ホームページのトップページ最下部
- (4) 掲載枠数は3枠程度
- (5) データ容量は30KB以下
- (6) 契約期間中の画像の内容やリンク先の変更は可能

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載にかかる料金は、1枠1か月につき10,000円(消費税別)とする。1か月とは、当該月1日から当該月の末日までをいう。

2 法人賛助会員は、前項の料金の5割を減額する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第9条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、財団が検討し判断することとする。その結果、内容の修正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲載申請者に依頼することとし、依頼を受けた広告掲載申請者は、正当な理由がある場合以外は修正・削除等に応じなければならない。

(広告掲載可否の決定)

第10条 財団は、広告掲載申請者から申込みを受けたとき、財団の公益目的事業の趣旨並びに第3条及び第4条の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

- 2 財団は、広告掲載の可否について、財団ホームページ広告掲載決定通知書(様式2)により広告掲載申請者に通知する。
- 3 広告掲載申請者は、財団ホームページ広告掲載決定通知書を受領後、財団が発行した請求書に基づき、広告掲載料を指定の期日までに財団へ納付するものとする。財団は、入金確認後、広告を掲載するものとする。

(広告の掲載及び変更)

第11条 財団ホームページへの広告の掲載及び削除に係る作業は財団が行う。

- 2 広告主は、掲載する広告について、事前に財団の了承を得たうえ、掲載開始月の前月15日(財団の休日の場合は前日)までに、持ち込み又は電子メール等により財団に提出するものとする。
- 3 掲載開始日は毎月1日(財団の休日の場合は翌日)とする。
- 4 広告原稿・リンク先の変更に関しては、原則として毎月15日(財団の休日の場合は前日)を変更日とする。広告主は、財団ホームページ広告掲載変更申請書(様式3)を財団に提出のうえ、変更する広告原稿・画像のデザイン及び内容について財団の確認を受け、変更日の7営業日前までに、持ち込み又は電子メール等により財団に提出するものとする。
- 5 バナー広告のリンク先の変更については、広告主は、財団ホームページ広告掲載変更申請書(様式3)を財団に提出のうえ、前項の規定に基づき、変更日の7営業日前までに財団の了承を得るものとする。

(広告内容等の修正)

第12条 財団は、広告の内容等が各種法令又はこの要綱に違反している、あるいはおそれがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正・削除を求めることができる。広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正・削除に応じなければならない。

(掲載の取消など)

第13条 財団は、次の各号に該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が第4条の規定による財団ホームページ広告事業の範囲に該当するとき。
- (3) 広告主が第12条の規定による広告内容等の修正を行わないとき。
- (4) 広告内容等が、各種法令又はこの要綱に違反している、あるいはそのおそれがある、又は誤謬があるときで、第12条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容が、各種法令又はこの要綱に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。
- (6) 広告主に財団の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (7) 第5条の規定による広告主の申込みが、虚偽の申請であったとき。
- (8) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。
- (9) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (10) 広告主から書面により、掲載取り下げを申し出たとき
- (11) 財団の業務上、やむを得ないと判断したとき。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを財団に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかった場合を除き、返還しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は財団理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。